

質問回答

| | |
|---|---|
| <p>質問 1</p> <p>「4「発信者情報開示命令事件」に関する対応手引きの概要」の資料で、APが多層に及ぶケースに関しまして、以下の点についてご教示ください。</p> <p>(質問 1) P19</p> <p>右下に「※MVNOが発信者の氏名及び住所を保有している場合」とありますが、このページの手続き中では、B社はC社が発信者の氏名及び住所を保有しているか把握できないと思いますが、具体的にB社がC社の情報を確認する必要があるという趣旨でしょうか。その場合どのような手続きを想定されていますでしょうか。それとも、単にこのページのフローの前提条件を記載したものと理解すればよろしいでしょうか。</p> | <p>説明会資料の「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン別冊『発信者情報開示命令事件』に関する対応手引きの概要」19、20頁のフローは、MVNOが発信者の氏名及び住所を保有している場合の手続の流れの一例を示したものであり、同ページにおけるB社がC社に対して、その保有する情報を確認する必要はありません。</p> |
| <p>質問 2</p> <p>(質問 2) P20</p> <p>1次ISPに対する開示命令手続において、①接続ログから自然人ではなく法人が契約者として特定され、かつ②提供命令の申立がなされていない場合は、「他の開示関係役務提供者」の存在を必要的陳述聴取の中で主張し、裁判所を通じて提供命令の申立てを申立人に促し、提供命令の是非を裁判所で判断していただくことが事案の柔軟かつ迅速な解決を図る非訟手続の主旨に合致すると考えます。上記のような「他の開示関係役務提供者」の存在を裁判所に陳述することは通信の秘密侵害とはならないという理解でよろしいでしょうか。総務省様のご見解をおうかがいしたいと存じます。</p> | <p>説明会資料の「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン別冊『発信者情報開示命令事件』に関する対応手引きの概要」19、20頁のフローの、2次ISP（同フロー図におけるMVNOのC社）が契約者情報としての氏名、住所を保有しており、1次ISP（同フロー図におけるMNOのB社）は契約者情報としての氏名、住所を保有していない場合、当該1次ISPは、「自社では契約者情報を保有しておらず、他の開示関係役務提供者が契約者情報を保有している」、「IPアドレスは保有しているが、契約者情報は保有していない」といった主張が可能であると考えられます。</p> |
| <p>質問 3</p> <p>今回の改正により被害者の手続きがしやすくなり、被害者と裁判所間での情報開示の決定が完了後プロバイダ・SNS事業者両方へ情報開示請求が来ると想定しています。</p> | <p>「旧法では、発信者側の権利保護のため、開示指示がきたとしてもプロバイダ側は裁判で負けてからでない」と情報公開を行えず、裁判費用負担がかなり大きかった</p> |

| | |
|---|---|
| <p>旧法では、発信者側の権利保護のため、開示指示がきたとしてもプロバイダ側は裁判で負けてからでないと情報公開を行えず、裁判費用負担がかなり大きかったのですが、改正法では、こちらのフローの改善はあるのでしょうか。</p> <p>現状の認識では、プロバイダ側は以下の対応フローになると考えています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 裁判所から意見聴取依頼・開示要請が来る。 (2) プロバイダ側で発信者側へ一度、意見聴取を行う。 (3) プロバイダ側は、意見聴取の結果を確認し、裁判所へ通知する。 (4) 裁判所からプロバイダへ情報開示請求が来る (5) この時点で、情報開示請求するという判定とみなし、プロバイダ側では発信者側の権利保護のための裁判を起こす必要が無く、発信者情報 または 特定発信者情報を調査後に裁判所側へ提出する。 <p>このような認識でいます。 ウェビナーではその内容が見えなかったもので、こちらでご確認できればと思った次第です。</p> | <p>のですが、改正法では、こちらのフローの改善はあるのでしょうか。」という点について、発信者情報開示請求権は、実体法上の請求権として規定されており、改正前後を問わず、裁判によらずに開示請求することが可能です。</p> <p>また、新たな裁判手続（発信者情報開示命令事件）の大まかなフローについては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申立人が発信者情報開示命令の申立てを行い、申立書の写しがプロバイダに送付され裁判手続が開始し、 ② 裁判手続において開示可否について審理が行われ、 ③ 開示請求が認められる場合には、裁判所がプロバイダに対して発信者情報開示命令を出すこととなります。 <p>より詳細なフローについては、「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン別冊『発信者情報開示命令事件』に関する対応手引き」等をご参照ください。</p> |
| <p>質問 4</p> | |
| <p>改正プロバイダ責任制限法についての質問です。 説明にあった通り、発信者情報公開への段取りが省略されスムーズに行われるとの事ですが、その為には各 ISP での大量なアクセスログの保存や解析ツールなどの必要があるかと思えます。</p> <p>当初、プロバイダ責任制限法が施行される時の説明では ログを記録するために、特別に装置を増やすところまでは求めない。 各 ISP で用意している物でわかる範囲で OK。 その結果、ISP への調査依頼に対して「追跡不可」となっても ISP の責任は問わない。 との事でしたが、それは現在も変わっていませんか？</p> <p>スタンスに変化が無くても、ISP からの「追跡不可」の回答で間接的に不利益を被る</p> | <p>第 1 段落及び第 2 段落のログの保存等については、法令等に従ってご対応ください。</p> <p>第 3 段落について、被害者からの開示請求に対して、発信者が特定できない旨の回答をした ISP がそのことにより何か不利益を受けることが無いのか、というご質問であれば、基本的には、法令に従って求められる対応がなされている限り、保存期間の経過により通信記録を消去したこと等により発信者が特定不可となったとしても、そのことによって直ちに ISP が責任を負うものではないと考えられます。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>事は無いでしょうか？ また、そのような機器を増設する場合の補助金等はありませんでしょうか？</p> | <p>また、「大量なアクセスログの保存や解析ツール」のための機器を増設するための補助金の交付等の措置は予定しておりません。</p> |
| 質問 5 | |
| <p>2 220909①プロバイダ責任制限法 2021 年改正の概要資料の P7 の 「1. 新たな裁判手続きの創設」で 現行+新たな裁判手続き（非訟）の図が記載されておりますが、 10/1 以降は両方の手続きが混在する形で合っておりますでしょうか？ その場合、いつ頃まで混在を予定されておりますでしょうか？</p> | <p>改正法の施行日以降は、従前の手続（開示請求訴訟、仮処分、裁判外での開示請求）に加えて、新たな裁判手続（発信者情報開示命令の申立て）を利用することができます。 これは、経過措置によるものではないため、特定期限などは設定されておりません。</p> |
| 質問 6 | |
| <p>前提 弊社はコンテンツプロバイダ（CP）です。</p> <p>1. 新設の非訴訟手続きにおいて、提供命令が発令された際の CP から、発信者への意見照会について資料・説明で詳細のご案内がありませんでした。具体的な流れ（意見照会から、開示可否の決定まで）を教えてください。 ・提供命令発令時の意見照会での発信者の反論等については、提供命令を覆すものとはならないが、最終的な開示審理の陳述の際に CP から裁判所へ意見照会時に得た発信者の反論等を伝え、審理の際に考慮されるという理解でよいでしょうか。</p> <p>2. 新設の非訴訟手続きにおいて、CP に提供命令が発令され、該当の投稿を調査した際、発信者が匿名プロキシを利用しているなど、発信者の特定につながる情報が得られない場合は、「発信者情報開示命令事件に関する対応手引き」の書式 A における、選択肢 3 番目「特定できませんでした」の回答を行い、CP 側の対応は完了するという理解でよいでしょうか。 また、CP で上記の通り AP の氏名・名称を特定できなかった場合、申立者が取りうる対応の流れについてお伺いできますと幸いです。 （＝非訴訟手続きが「完了」となるパターンを把握したいです）</p> | <p>1 点目のご質問について、プロバイダ等は、意見聴取に対して提出された発信者の意見を可能な限り尊重し開示請求に対応することが求められますが、具体的な対応については、個別の事案に応じてプロバイダ等において判断することとなります。 個別の事案によって、発信者の反論が開示命令の審理において考慮されることも、提供命令の審理や提供命令に対する即時抗告の手続において考慮されることもあり得るものと考えられます。</p> <p>2 点目について、提供命令を受けたコンテンツプロバイダ（CP）が、他の開示関係役務提供者（主に経由プロバイダ（AP）を想定）を特定するために用いることができる情報として総務省令（施行規則第 7 条）で定める情報を保有しているものの、他の開示関係役務提供者の氏名又は名称及び住所の特定ができなかった場合には、「発信者情報開示命令事件に関する対応手引き」の書式【A】等を用いて、特定できなかった旨を申立人に通知することとなります。CP における提供命令に対する対応と</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>しては、基本的にそれで完了することとなりますが、発信者情報開示命令事件への対応は必要になります。</p> <p>また、他の開示関係役務提供者（主に AP を想定）の氏名又は名称及び住所の特定できなかった場合の申立人の対応については、個別の事案における申立人の判断によることとなります。なお、一般論としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none">①発信者の特定は困難と判断し、CP に対する発信者情報開示命令の申立てを取下げ（提供命令の発令後は相手方である CP の同意が必要）、②CP を相手方とする発信者情報開示命令事件の手続を進め、発信者情報開示命令に基づき CP から発信者情報の開示を受けた上で、自ら AP の調査を行って AP に対する発信者情報開示請求を行う <p>といった対応が考えられます。</p> |
|--|---|